

議第四六号

奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を改正する条例

奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例（昭和三十一年十月奈良県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十二条とし、第九条を第十一条とする。

第八条第一項中「次項において」を「以下」に改め、「以内の期間」の下に「（以下「基準期間」という。）」を加え、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（期末手当の支給制限）

第十条 基準期間に第七条第一項の規定により議員報酬を減額して支給する期間（以下「減額支給期間」という。）があるときは、第九条第一項の規定にかかわらず、当該期間に係る期末手当は、これを減額して支給する。

2 前項の規定により減額する期末手当の額は、基準期間ごとに、第九条第一項の規定により在職期間に応じて算定した額に、減額支給期間の月数をその者の在職期間の月数で除して得た数を乗じて得た数に二分の一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第七条第一項中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第十二項に規定する議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場」を「協議等の場」に改め、同条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（議員報酬の支給制限）

第七条 議員が長期欠席（一の定例会の開会の日から当該定例会の閉会の日後最初に開かれる定例会の閉会の日（以下「閉会日」という。）までの間に開かれる議会、委員会、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第十二項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）、同条第十三項の規定による議員の派遣その他これらに準ずる議会又は委員会の活動（以下「会議等」と総称する。）のうち、当該議員が出席すべき会議等の全てを欠席することをいう。以下同じ。）をした場合であつて、閉会日後に当該議員が最初に会議等に出席した日の属する月（以下「出席月」という。）の前月が閉会日の属する月（以下「閉会月」という。）の翌月以後であるときは、第二条の規定にかかわらず、閉会月の翌月から出席月の前月までの期間に係る議員報酬は、これを減額して支給す

る。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 議員が出産のため出席できないとして、当該出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の予定日（出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ている場合

二 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年十二月奈良県条例第十五号）第三条第二項の規定により公務又は通勤により生じた災害であると認定された負傷又は疾病により欠席する場合

三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四号）第十八条第一項に規定する患者又は無症状病原体保有者である場合

四 負傷又は疾病により療養を要する旨の医師の診断書が提出された場合であつて、当該負傷又は疾病による欠席について、議長が議会運営委員会に諮つてやむを得ないものと認められた場合

2 前項本文の規定により減額する議員報酬の額は、当該長期欠席の期間における職務に応じて第二条に定める議員報酬の月額に二分の一を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

理 由

長期欠席した県議会議員に支給する議員報酬及び期末手当の額を減じるため、所要の改正をしようとするものである。